

令和 3 (2021)年 6 月 21 日

栃木県環境審議会

会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会温泉部会

部会長 大塚 一夫

温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請等に対する意見について（報告）

令和 3 (2021)年 5 月 21 日付けで栃木県知事から諮問を受けた「温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請等に対する意見」について、下記のとおり温泉部会を開催し、別添のとおり答申しましたので報告します。

記

1 開催日時

令和 3 (2021)年 6 月 21 日（月） 午後 2 時から 3 時 30 分まで

2 開催場所

宇都宮市昭和 1 丁目 1 番 38 号 栃木県公館 中会議室

3 出席者（7 名、各五十音順）

- (1) 委員 大塚一夫、小菅美智子、荘司円香
- (2) 専門委員 相田吉昭、阿久津勉、藤本亨
- (3) 専門家（温泉・地熱開発） 益子保

4 審議結果

申請者	申請地（市町村）	申請内容	審議結果
東京電力リニューアブルパワー株式会社	日光市	掘削	許可答申
株式会社誠晃印刷	矢板市	掘削	許可答申
株式会社アール・エス・ティ	大田原市	動力装置	許可答申

令和3(2021)年6月21日

栃木県知事 福田 富一様

栃木県環境審議会

会長 山田 洋一

温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請等に対する意見について

令和3(2021)年5月21日付け薬第139号にて諮問を受けた「温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請等に対する意見」について、当審議会は、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

第1号議案

日光市川俣字鬼怒沼国有林46林班ほ3小班（森林計画図に基づく林小班）
国有林内の温泉掘削について

申請者 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力リニューアブルパワー株式会社

本件は、日光市川俣字鬼怒沼国有林46林班ほ3小班（森林計画図に基づく林小班） 国有林内に地熱発電を目的とした噴気試験のための試験井を掘削するものであり、特に支障ないと判断されるため、許可答申とする。

第2号議案

矢板市館ノ川字小丸山695番28 山林内の温泉掘削について

申請者 東京都新宿区新小川町9番22号
株式会社誠晃印刷

本件は、矢板市館ノ川字小丸山695番28 山林内に温泉を掘削し、浴用に供するものであり、特に支障ないと判断されるため、許可答申とする。

第3号議案

大田原市上石上字東山2056番3 動力装置の設置について

申請者 矢板市中438番地9
株式会社アール・エス・ティ

本件は、大田原市上石上字東山2056番3の源泉「健良の湯」に動力装置を設置して、宿泊施設及び日帰り温泉施設利用者の浴用に供するものであり、特に支障ないと判断されるため、許可答申とする。

葉第139号
栃木県環境審議会

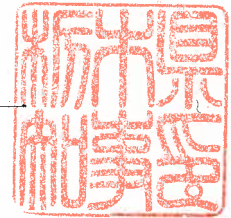
温泉法（昭和23年法律第125号）第32条の規定により、下記の温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請等に対する意見について、諮問します。

記

議題 別紙一覧表のとおり

令和3（2021）年5月21日

栃木県知事 福田 富



○土地の掘削の許可申請一覧

2021年6月

No.	申請者	申請地点	温泉利用の目的	掘削深度	掘削口径	掘削地所有の別	備考
1	東京電力リニューアブルパワー株式会社 代表取締役 文挾 誠一	日光市川俣字鬼怒沼国有林 46林班ほ3 小班 (森林計画図に基づく林小班)	地熱発電を目的とした噴気 試験のために新規に試験 井を掘削する。	1,500m (掘削深長)	355.6mm	(国有林)	4方向へ の傾斜掘 削
2	株式会社誠晃印刷 代表取締役 島田 和幸	矢板市館ノ川字小丸山695番28	既源泉が経年劣化によりほ とんど揚湯できないため、 代替掘削して既存施設の浴 用に供する。	1,500m	311.2mm	自己所有地 (地目:山林)	

○動力の装置の許可申請一覧

2021年6月

No.	申請者	申請地点	動力装置の目的	動力出力	ポンプ種類	備考
1	株式会社アール・エス・ティ 代表取締役 小川 紀美江	大田原市上石上字東山2056番3	新規掘削した源泉が自噴し ないため、新規に動力を設 置し、建設予定施設の浴用 に供する。	7.5kw	深井戸用 水中ポン プ	R元.09.27 掘削許可